

2-8 その他

2-8-1 知的財産

分子科学研究所では、特許出願、特許権の帰属等に関する実質的な審議を行うため、知的財産委員会を設けている。委員会は、概ね各領域から教員 1 名、国際研究協力課長、財務課長に加えて、JST からの外部委員 1 名から構成されている。この分子科学研究所知的財産委員会での議決を機構知的財産委員会に諮り、機構として特許出願等を行うことになる。法人化によって知的財産の研究機関による保有が円滑に行われるようになり、独創的な技術や物質開発に対する権利が相応に保証されるシステムが確立してきたことと知的財産権の保有に対する評価が根付いてきたこともあって、研究所における特許申請件数は増加の傾向にあったが、このところ横ばい状態にある。内容は、1,1',9,9' - ビカルバゾール類、1,1' - ビカルバゾール塩類、及びその製造方法、Q スイッチレーザー装置、レーザ点火装置、受動モードロックファイバレーザ装置など多岐にわたっている。この中には、企業との共同出願も含まれている。これらを基にした企業との共同研究も盛んであり、基礎科学の成果が企業を通して社会に還元される道を作っている。平成 25 年度の発明件数は、個人有としたもの 0 件、機構有としたもの 4 件（他機関から年度中に譲渡されたものを含む、実出願 4 件）、平成 26 年度は、個人有 0 件、機構有 3 件（他機関から年度中に譲渡されたものを含む、実出願 2 件）であった（平成 27 年 1 月 31 日現在）。